

ごみの不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、ごみの不法投棄にあたる犯罪です。また、土地の所有者（管理者）は法律により清潔保持の義務があります。所有者（管理者）は立札、柵などの不法投棄防止策を講じたり、雑草を刈り取るなど、適正な維持管理に努めていただき、不法投棄をしない、させない環境づくりに協力をお願いします。

ごみの不法投棄を発見した場合、環境企画課または警察へご連絡ください。なお、投棄者不明の場合は、土地の所有者（管理者）に片付けていただくことになります。



※みだりにごみを捨てた場合、**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が課せられる場合があります。

野外焼却は法律で禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により野外焼却や基準を満たさない焼却炉でのごみの焼却は禁止されています。庭先や空き地などでごみを焼却すると、ダイオキシン類など人体に有害な物質の発生、煙や悪臭、灰等によりご近所に迷惑をかけます。野外での焼却は行わないようお願いします。

※違法な野焼き行為をした場合、**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が課せられる場合があります。



次の野外焼却については、法律上例外として認められますが、ご近所の迷惑にならないよう十分に気をつけてください。

- 火災予防訓練
- 風俗慣習上または宗教上の行事における「しめ縄、門松」等の焼却
- 焼き畑、あぜの草や下草の焼却など農林漁業を営むためやむをえない行為
- たき火やキャンプファイヤーなどでの木くず等の焼却（ただし、生活環境上支障がない軽微なもの）